"遺言の日"



2006年から日本弁護士連合会は、4月15日を「遺言の日」として、法律相談無料や記念講演会を開催しております。

ちなみに4月15日と決めた理由は「良い遺言」の語呂合わせのようですね。

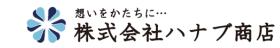
なぜ弁護士の皆さんが「遺言の日」を作られたのでしょうか?それは相続の依頼において亡くなられた方からは聞けないこと、せめて遺言書があればというケースが多いからです。

そこで記念日を作り、日頃話せないことを考えるきっかけになれば との思いではないでしょうか。

令和の時代では「終活」の言葉も世間に浸透し、葬儀の事前相 談やエンディングノートなど、生前に準備をなさる方も増えました。

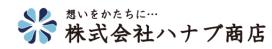
ハナブ商店も365日いつでもご相談出来ますし、ご希望の方にはオリジナルエンディングノート「心のノート」をお渡ししております。

"茨木市立斎場での家族葬は"



大阪府茨木市寺田町 10-26 TEL: 072-622-2222

"茨木市立斎場での家族葬は"



大阪府茨木市寺田町 10-26 TEL: 072-622-2222